

●法定後見は絶対に使ってはいけないことを教示する事例！

～弁護士後見人による不法行為のオンパレード～

～身上配慮義務や善管注意義務など存在しない後見司法の実情～

写真は親戚の結婚式に参加した姉弟です。この後、弟さんに澄川という女性弁護士が後見人になります。

その後見人は、弟さんに10数年間一度も会うことなく1000万円以上の後見報酬を取っていきました。のみならず、弟が相続した実家について、実家がメッキ工場だった事実もないのに「実家は工場だったから安くなっちゃうんです」と家裁に説明し相場より1000万円以上安く売り飛ばしてもいました(これにより通常報酬に加え不動産売却ボーナスを後見人はゲット！)。

弟さんが急逝したことをした澄川さんは、本人死亡につき代理権が既に消滅しているにもかかわらず、裁判所のゆうちょ銀行から100万円ほど降ろし、家裁に最後の報酬を求め、その金額を差っ引き唯一の相続人であるお姉さんに残額を返還してきました(明らかな無権代理の行為)。

澄川さんの言動はおかしい！と澄川弁護士を相手に裁判を起こしました。被告となった後見人弁護士の証人尋問での発言は滑稽なほど稚拙で、態度もびくびくしていたように見受けられました。

8月4日判決がありました結果は「棄却」。つまり、10年以上会わなくても、1000万円以上安く売り飛ばしても、無権代理の行為を働いてもまったく問題ない＝それでいいということです。安川秀方という裁判官の非常識さにも呆れる限りです。

●みなさん、これが法定後見と司法の実態です。後見人養成講座で「身上配慮義務」とか「善管注意義務」が大切ですよとやってる弁護士とそれを監督する裁判所の実状なのです。そして、このようなことは1件や2件ではない！(この事案については「成年後見制度の落とし穴」P122に記述)

●8月23日から始まる「後見の達人コース3期生」を、このお姉さんも受講します。他に後見で困っている人を助けるためです。「後見がおかしい」と思ったり言うだけでなく、色々な事例を通じて跳ね返す実技を体得し、各地域で是正支援をしていく他ありません。具体的に何もしなければ、弁護士や裁判所に、あなたの財産、親の財産、障害を持つ子に残した財産がこのようにやられたい放題となります。

●後見人から被後見人を護る時代。後見制度を悪くするのは家裁そのもの。家裁から後見制度を護る時期。偏狭な後見村の姑息な司法連中が許しても俺たちは許さんぞ！



館山晴美

澄川洋子